

## 後見等開始の申立てをお考えの方へ

和歌山家庭裁判所後見係

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害など精神上の障害によって判断能力を欠いている方（被後見人）、又は判断能力が不十分な方（被保佐人、被補助人）を保護するために、成年後見人、保佐人又は補助人（以降はまとめて「後見人等」と表記します。）を選任する制度です。後見人等は、被後見人、被保佐人、被補助人（以降はまとめて「本人」と表記します。）の生活や療養看護の環境を整え、財産を管理し、それらのために必要な法律行為を本人に代わって行い、本人を保護するのが職務です。

申立てに当たっては、以下の事柄をもう一度ご確認ください。

### 1 後見等開始事件は、申立て後、容易に取下げをすることはできません。

一旦申し立てた手続を途中で取り止める（これを「取下げ」といいます。）には、家庭裁判所の許可が必要になります。

### 2 一旦後見等が開始すると、本人が能力を回復するか、亡くなるまで続きます。

一旦後見等が開始すると、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまで、後見等が続きます。保険金の受領や遺産分割など、申立ての当初の目的が達せられても、後見人等の職務は終わりません。

後見人等は、自分の都合で、途中で辞めることはできません。後見人等を辞任するには、家庭裁判所への申立てと、家庭裁判所の許可が必要です。辞任は、家庭裁判所が正当と認める理由（高齢、病気、遠方に転居等）がないと、許可されません。

### 3 本人の財産は、本人のためにしか使えません。

後見人等は、本人を保護し、その利益を守るのが職務ですから、本人の不利益になるような行為をしてはいけません。例えば、以下のような行為は原則禁止です。

- (1) 本人の財産を贈与、寄付すること
- (2) 本人の財産を使って後見人等やその他の方の借金を返済すること
- (3) 本人の財産を使って投機的な運用をすること  
(例えば、元本保証のない金融商品等による運用など)
- (4) 本人の財産を扶養親族とは認められない方の生活費に充てること
- (5) 本人に不利益な遺産分割をすること
- (6) 本人に退院の見込みがないにもかかわらず、本人の引取りを理由として、後見人等の自宅その他の改築費用を、本人の財産から支出すること

### 4 候補者が後見人等に選ばれるとは限りません。第三者専門職が選任されたり、監督人が選任されたりすることがあります。

家庭裁判所は、申立人の意見以外に、本人や他の親族の意見、予定される後見等事

務の内容、本人や候補者の資産状況、これまでの本人との生活関係などを総合的に判断して、後見人等を決定します。したがって、候補者が後見人等に選任されるとは限りません。候補者以外の親族の方を選任することもあります。

また、本人に高額の財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあったりするような場合には、弁護士や司法書士、社会福祉士等を選任することもあります。その費用（弁護士等への報酬）は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定し、本人の財産から支払われることとなります。

候補者を後見人等に選任する場合でも、後見等事務の内容を専門的に監督する必要があると家庭裁判所が判断した場合、弁護士や司法書士等を後見等監督人に選任することがあります。この後見等監督人の費用（報酬）も家庭裁判所が公正な立場から金額を決定し、本人の財産から支払われることとなります。

## 5 後見人等は、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

家庭裁判所は、後見人等が本人のために適正に職務を行っているかどうかを監督する責任があり、後見人等は家庭裁判所の監督に応じる義務があります。後見人等は、本人の誕生月になれば自主的に、本人の生活及び財産の状況等を、家庭裁判所に報告しなければなりません。また、家庭裁判所から求められたときにも直ちに、同様の報告をしなければなりません。後見人等は、これらに備えて、日頃から、金銭出納帳を付けたり、領収書類を整理したりしておく必要があります。

不適正な行為に及んだ後見人等は、解任され、本人に与えた損害を賠償する責任を負うほか、業務上横領等の刑事責任を問われる場合もあります。

## 6 手続費用について

手続費用は申立人に用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部または一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

## 7 和歌山家庭裁判所本庁では、新しく後見人等（代理権を付与された保佐人等を含む。）に就任された方等を対象とする後見事務説明会を開催しています。

和歌山家庭裁判所本庁では、初めて後見人等に就任された方等を対象にした後見事務説明会を毎月1回（原則として毎月第4火曜日午前10時から2時間程度）開催しています。説明会には後見人等ご自身に必ずお越しいただく必要がありますのでご了承ください。